

平成26年度 水質の法・条例による規制指導等

(1) 特定施設の届出状況

	水質関係工場・事業場実数	届出受理数(小樽市)	届出受理数(後志総合振興局)
水質汚濁防止法	87	—	20
小樽市公害防止条例	77	1	—

注：届出受理数は、設置、使用、変更、廃止届出の総件数です。

(2) 水質汚濁防止法の業種別工場・事業場数

政令 番号	業 種	工場・事業場の数		政令 番号	業 種	工場・事業場の数	
		実数	うち平均排 水量 50m <sup>3</sup> ／日以上			実数	うち平均排 水量 50m <sup>3</sup> ／日以上
2	畜産食料品製造業	3	1	65	酸又はアルカリによる 表面処理施設	1	
3	水産食料品製造業	8	1	66	電気めっき施設	1	
4	農業食料品製造業	2		66-3	旅館業	8	
8	パン、菓子又は製あん業	1		66-6	食堂、レストラン等	5	2
10	飲料製造業	1		67	洗たく業	10	
17	豆腐又は煮豆製造業	4	2	70-2	自動車分解整備事業	2	
21-3	合板製造業	1		71	自動式車両洗浄施設	16	
51-2	工業用ゴム製品等製造業	2		71-3	一般廃棄物処理施設	1	
54	セメント製品製造業	1		71-4	産業廃棄物処理施設	1	
55	生コンクリート製造業	9	5	72	し尿処理施設	1	1
63	金属製品製造業	1		73	下水道終末処理施設	3	3
64-2	水道施設等	4	3		計	87	18

(後志総合振興局調べ)

注：2以上の業種を兼ねる特定事業場については、その代表業種に合入しています。

注：下水道接続している特定事業場については除いています。

### (3) 北海道条例で定める上乗せ排水基準適用工場・事業場数

適用区域	対象業種	工場・事業場数
小樽海域	水産食料品製造業 (20m <sup>3</sup> /日～50m <sup>3</sup> /日未満)	0
	下水道終末処理施設	1

注：北海道条例（水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例）により、小樽海域に排出する工場・事業場の一部に対して上乗せ排水基準が定められています。

### (4) 市条例の汚水排出施設数

自動車洗車場 (洗車施設を設置しているものに限る)	
工場・事業場数（実数）	77

### (5) 監視指導

#### 水質関係立入検査・立入調査数

	小樽市	後志総合振興局
採水を伴わない立入検査数	3	19
採水を伴う立入検査数	0	4 (1)
その他立入調査数	13	—

( )は、不適合数

注：小樽市の立入検査は小樽市公害防止条例に基づき、その他立入調査は苦情など同条例に基づかないものです。

注：後志総合振興局の立入検査は水質汚濁防止法に基づくものです。